

生駒市規則第 3 号

生駒市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 8 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市税条例施行規則（昭和 5 2 年 4 月生駒市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「その裏面に」を削る。

第 7 条第 1 項中「様式第 9 2 号」を「様式第 7 2 号の 2」に改め、同条第 2 項中「様式第 9 3 号」を「様式第 7 2 号の 3」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（施行の細目）

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表一般的事項関係の部中「第 4 5 0 条第 2 項」を「第 4 4 8 条第 2 項」に、「／市税／犯則事件／調査吏員証」を「市税犯則事件調査吏員証」に、「相続人代表者指定（変更）届」を「相続人代表者指定届・現所有者申告書」に、「法第 9 条の 2 第 1 項」を「法第 9 条の 2 第 1 項及び法第 3 8 4 条の 3」に、「担保の目的でされた仮登記（録）財産差押通知書」を「仮登記財産差押通知書」に、「地方税法第 1 4 条の 1 8 の規定による告知書」を「地方税法第 1 4 条の 1 8 の規定による徴収通知書」に、「滞納処分停止通知書」を「執行停止通知書」に、「滞納処分停止取消通知書」を「執行停止取消通知書」に、

2 6	過誤納金還付（充当）通知書	法第 1 7 条及び法第 1 7 条の 2 第 5 項
2 7	第二次納税義務者の納付（納入）に係る過誤納金の還付（充当）通知書	政令第 6 条の 1 3 第 2 項

28	過誤納金還付請求書兼領収書	法第17条
29	納税証明書	法第20条の10
29の2	納税証明請求書	法第20条の10
30	督促状（一般用）	法第329条、法第334条、法第371条、法第457条、法第485条、法第539条及び法第611条
31	督促状（市・県民税（特別徴収））	法第329条及び法第334条
32	領収証書及び納付済通知書	

26	還付充当通知書	法第17条及び法第17条の2第5項
27	削除	
28	還付請求書	法第17条
29	納税証明書	法第20条の10
29の2	納税証明請求書	法第20条の10
30	督促状（はがき）	法第329条、法第334条、法第371条、法第463条の25、法第485条、法第539条及び法第611条
30の2	督促状（法人市民税）	法第329条及び法第334条
30の3	督促状（軽自動車税）	法第463条の25
30の4	督促状（固定資産税・都市計画税）	法第371条
31	削除	
32	納付書兼口座振替出金票	

改め、同表市民税関係の部を次のように改める。

市民税	36	市民税・県民税申告書	条例第28条
-----	----	------------	--------

関係

37	市民税・県民税・森林環境税納税 通知書兼決定通知書	条例第34条
37の2	市民税・県民税・森林環境税納税 通知書兼決定通知書（納付書）	条例第34条
38	削除	
39	削除	
40	市（県）民税・森林環境税減免申 請書	
41	市（県）民税・森林環境税減免の 理由消滅に係る申告書	条例第47条第3 項
42	給与所得等に係る市民税・県民税 ・森林環境税特別徴収税額の決定 通知書（特別徴収義務者用）	法第321条の4 第1項
42の2	給与所得等に係る市民税・県民税 ・森林環境税特別徴収税額の決定 通知書（納税義務者用）	法第321条の4 第1項
42の3	給与所得等に係る市民税・県民税 ・森林環境税特別徴収税額の決定 通知書（納入書）	法第321条の4 第1項
43	給与所得等に係る市民税・県民税 ・森林環境税特別徴収税額の変更 通知書（特別徴収義務者用）	法第321条の6 第1項
43の2	給与所得等に係る市民税・県民税 ・森林環境税特別徴収税額の変更 通知書（納税義務者用）	法第321条の6 第1項
43の3	給与所得等に係る市民税・県民税 ・森林環境税特別徴収税額の変更 通知書（納入書）	法第321条の6 第1項
44	削除	
45	削除	
46	削除	
47	市民税・県民税・森林環境税納税 通知書兼決定通知書（変更通知書 ）	法第321条の2
47の2	市民税・県民税・森林環境税納税 通知書兼決定通知書（変更通知書 ）（納付書）	法第321条の2
48	削除	

49	市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書	条例第41条
50	納税管理人／申告書（市内）／承認申請書（市外）	条例第15条
51	証明書（所得・課税・非課税）	
52	法人／開設／異動／届	
53	法人市民税領収済通知書・納付書・領収証	
54	事業証明書	

別表固定資産税関係の部中

57	固定資産税・都市計画税納税通知書（一般用）	条例第77条	を
58	固定資産税・都市計画税納税通知書（口座振替用）	条例第77条	
59	固定資産税・都市計画税納税通知書（市外用）	条例第77条	
60	共有物件課税（固定資産税・都市計画税）通知書	法第10条及び法第10条の2	
61	固定資産（土地、家屋）の価格等の決定通知書	法第411条第1項	
62	固定資産（土地、家屋）の価格等の決定（修正）通知書	法第417条第1項	

57	固定資産税・都市計画税（土地・家屋・償却資産）納税通知書	条例第77条	に
58	削除		
59	削除		
60	削除		
61	削除		
62	固定資産税・都市計画税（土地・家屋・償却資産）更正（価格）決定通知書	法第417条第1項	

、「条例附則第12条の2第1項」を「条例附則第12条の3」に、「固定資産税・都市計画税更正（修正）決定通知書」を「固定資産税・都市計画税（土地・

家屋・償却資産) 更正 (賦課) 決定通知書」に、「納税管理人申告書 (設置・変更・解除)」を「納税管理人 / 申告書 (市内) / 承認申請書 (市外)」に、「固定資産評価証明書」を「固定資産 (土地・家屋) 評価証明書」に、「固定資産公課証明書」を「固定資産 (土地・家屋) 公課証明書」に改め、同表軽自動車税関係の部中「(一般用)」を削り、「(口座振替用)」を「口座振替用」に、「廃車書・廃車申告受付書」を「廃車申告受付書」に、「条例第 98 条」を「法第 463 条の 23 及び条例第 98 条第 1 項第 1 号」に改め、同部 79 の項の次に次のように加える。

79 の 2	軽自動車税 (種別割) 減免申請書 (構造減免)	法第 463 条の 23 及び条例第 98 条第 1 項第 2 号
79 の 3	軽自動車税 (種別割) 減免申請書 (公益減免)	法第 6 条第 1 項及び法第 463 条の 23 並びに条例第 97 条第 1 項

別表軽自動車税関係の部 80 の項の次に次のように加える。

80 の 2	特定小型原動機付自転車の標識	条例第 99 条
-----------	----------------	----------

別表軽自動車税関係の部中「軽自動車税 (種別割) 納税証明書」を「軽自動車税 (種別割) 納税証明書 (継続検査用)」に改め、同表特別土地保有税関係の部中「納税管理人申告書 (設置・変更・解除)」を「納税管理人 / 申告書 (市内) / 承認申請書 (市外)」に、「条例第 139 条の 2」を「条例第 139 条の 3」に改め、同表入湯税関係の部中 94 の項を 92 の項とし、95 の項を 93 の項とし、96 の項を 94 の項とし、97 の項中「第 701 条の 12 第 5 項」を「第 701 条の 12 第 7 項」に、「第 701 条の 13 第 4 項」を「第 701 条の 13 第 5 項」に改め、同項を 95 の項とする。

様式第 1 号から様式第 26 号までを次のように改める。

様式第1号から様式第26号まで (略)

様式第27号を次のように改める。

様式第27号 削除

様式第28号から様式第30号までを次のように改める。

様式第28号から様式第30号まで (略)

様式第30号の次に次の3様式を加える。

様式第30号の2から様式第30号の4まで (略)

様式第31号を次のように改める。

様式第31号 削除

様式第32号から様式第37号までを次のように改める。

様式第32号から様式第37号まで (略)

様式第37号の次に次の1様式を加える。

様式第37号の2 (略)

様式第38号及び様式第39号を次のように改める。

様式第38号 削除

様式第39号 削除

様式第40号から様式第42号までを次のように改める。

様式第40号から様式第42号まで (略)

様式第42号の次に次の2様式を加える。

様式第42号の2及び様式第42号の3 (略)

様式第43号を次のように改める。

様式第43号 (略)

様式第43号の次に次の2様式を加える。

様式第43号の2及び様式第43号の3 (略)

様式第44号から様式第46号までを次のように改める。

様式第 4 4 号 削除

様式第 4 5 号 削除

様式第 4 6 号 削除

様式第 4 7 号を次のように改める。

様式第 4 7 号 (略)

様式第 4 7 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 4 7 号の 2 (略)

様式第 4 8 号を次のように改める。

様式第 4 8 号 削除

様式第 4 9 号から様式第 5 1 号までを次のように改める。

様式第 4 9 号から様式第 5 1 号まで (略)

様式第 5 1 号の 2 を削り、様式第 5 2 号から様式第 5 7 号までを次のように改める。

様式第 5 2 号から様式第 5 7 号まで (略)

様式第 5 8 号から様式第 6 1 号までを次のように改める。

様式第 5 8 号 削除

様式第 5 9 号 削除

様式第 6 0 号 削除

様式第 6 1 号 削除

様式第 6 2 号から様式第 7 2 号までを次のように改める。

様式第 6 2 号から様式第 7 2 号まで (略)

様式第 7 2 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 7 2 号の 2 及び様式第 7 2 号の 3 (略)

様式第 7 3 号及び様式第 7 4 号を次のように改める。

様式第 7 3 号及び様式第 7 4 号 (略)

様式第 7 6 号を次のように改める。

様式第 7 6 号 (略)

様式第 7 8 号及び様式第 7 9 号を次のように改める。

様式第 7 8 号及び様式第 7 9 号 (略)

様式第 7 9 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 7 9 号の 2 及び様式第 7 9 号の 3 (略)

様式第 8 0 号を次のように改める。

様式第 8 0 号 (略)

様式第 8 0 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 8 0 号の 2 (略)

様式第 8 1 号を次のように改める。

様式第 8 1 号 (略)

様式第 8 3 号から様式第 9 1 号までを次のように改める。

様式第 8 3 号から様式第 9 1 号まで (略)

様式第 9 2 号及び様式第 9 3 号を削り、様式第 9 4 号を次のように改め、同様式を様式第 9 2 号とする。

様式第 9 2 号 (略)

様式第 9 5 号を次のように改め、同様式を様式第 9 3 号とする。

様式第 9 3 号 (略)

様式第 9 6 号を次のように改め、同様式を様式第 9 4 号とする。

様式第 9 4 号 (略)

様式第 9 7 号を次のように改め、同様式を様式第 9 5 号とする。

様式第 9 5 号 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 1 月 1 3 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の生駒市税条例施行規則の規定により提出されている様式は、改正後の生駒市税条例施行規則の規定により提出された様式とみなす。